なかのくこけんりかんじょうれい中野区子どもの権利に関する条例

***のくこのはんり かん りょうれい 中野区子どもの権利に関する条例とは・・・

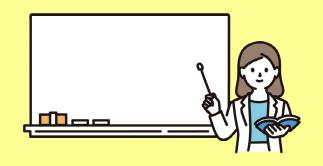
中野区が子どもの権利を守り、子どもにやさしいまちづくりを進めていくために作った中野区の決まり、ルールのことです。

権利とは・・・

人が自分らしく生きるために、生まれたときから持っている大事なものです。子どもも当たり前に持っています。 だから「子どもの権利」といいます。

じょうれい こうせい 条例の構成

- 前文
- 第 | 章 総則 (第 | 条 第 8 条)
- 第2章 子どもの権利の保障(第9条一第 I 2条)
- 第3章 子どもにやさしいまちづくりの推進(第 | 3 条 第 | 9 条)
- 第4章 子どもに関する取組の推進および検証(第20条一第23条)
- 第5章 子どもの権利の相談および侵害からの救済(第24条一第27条)
- 第6章 雑則 (第28条)
- 附則



ぜんぶん

- この条例を作った目的や考えについて書かれています。
- 子ども:権利の主体であり、一人の人間としての価値が大事にされ、その権利が守られること。
- 大人:子どもの声に耳をかたむけ、その意見や考え、思い(以下「意見など」といいます。)を受け止めて大事に扱い、子どもと一緒に、子どもにとって最も善いことを第一に考えていくこと。
- 区:子どもをパートナーとして、まち全体で子どもの成長を支え、子どもの権利を守り、子どもにやさしいまちを作っていくこと。

ポイント 大人から子どもに向けてのメッセージが書かれています。 子どもはまちづくりのパートナーであることが書かれています。 子どもの「今」と「未来」のために子どもの権利を守るという決意が書かれています。

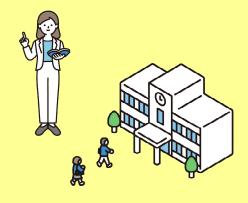
だい じょう 第 | 条

- この条例の目的が書かれています。
- 中野区に関わるすべての人が、子どもの権利を大切にする考えをもって、自分の生活や活動に生かしていくことで、子どもの権利を守り、 まもくてき 子どもにやさしいまちづくりを進めていくことを目的としています。









だい じょう 第2条

- この条例で使われている言葉の意味が書かれています。
- 子ども: 中野区内で生活をしたり、中野区内にある学校に通ったり、 会社などで働く I 8歳未満の人などをいいます。 I 8歳になったけど、高校3年生の場合も含まれます。
- 育ち学ぶ施設:中野区内の学校や保育園、幼稚園、児童館など、子どもが育ち学ぶために利用する施設をいいます。
- そのほか、この条例で使われている「保護者」や「区民」などの意味について説明しています。

だい じょう 第3条

- 子どもの権利を守るための基本的な 考 え方が書かれています。
- 命が守られ、心や身体などが傷つけられることなく、愛情と理解をもって育まれること。【生命・生存・発達の権利】
- 意見などを言い表すことできて、それらが大事に扱われること。【意見 表明権】
- 子どもにとって最も善いことは何かを真っ先に考えること。【子どもの最善の利益】
- 一人ひとりの個性が大事にされ、だれ一人取り残されることなく権利が守られること。【差別の禁止】

だい 第4条

- この条例の内容を実現していくための区の役割が書かれています。
- あらゆることに取り組んで、子どもの権利を守り、子どもにやさしいま ちづくりを進めていきます。
- 子どもの権利を守っていくことについて、区民、育ち学ぶ施設・団体と協力し、また、それらの活動を支援していきます。
- 子どもの権利の保障について、国や東京都などに協力を求めることで、子どもの権利が広く守られるよう働きかけを行っていきます。

だい りょう 第5条

- この条例の内容を実現していくための区民の役割が書かれています。
- 子どもの権利についての理解を深めて、それを守るように努力してい くこと。
- 子どもがすこやかに育って、安心して過ごすことができるよう、地域のみんなで力を合わせて子どもを見守り、支えるように努力していくこと。
- 区や育ち学ぶ施設・団体と協力して、子どもの権利についてその考 え方を広めていくことに努力していくこと。

だい りょう 第6条

- この条例の内容を実現していくための育ち学ぶ施設・団体の役割が 書かれています。
- 活動において、子どもの権利を守るように努力していくこと。
- 子どもの権利を守っていくため、区や区民と協力するように努力していくこと。

だい りょう 第7条

- 区内において活動しているお店や会社など事業者の役割が書かれています。
- 働く人が子どもの権利を守ることができる環境を整えるように 努力していくこと。
- その活動で子どもの権利を危険にさらすことがないように、適切な対応を行うように努力していくこと。
- 区、区民、育ち学ぶ施設・団体と協力して、子どもの権利を守るための活動をし、それを進めていくように努力していくこと。

だい じょう 第8条

- 中野区の子どもの権利の日について書かれています。
- 子どもの権利について知ってもらうために、毎年 I I 月20日を中野区の子どもの権利の日とします。
- | 月20日は、子どもの権利条約が国連で採択された日です。
- 中野区は、子どもの権利について理解してもらうために、子どもの権利の日の目的にふさわしいイベントなどを区民などの参加を求めて行っていきます。



だい りょう 第9条

- 家庭や育ち学ぶ施設・団体の活動、地域社会などあらゆる場面で特に守られる子どもの権利について書かれてます。
- ① 身体的または精神的な暴力を受けないこと。 (叩かれる・けられる、怒鳴られる、無視される、とじこめられるなど、危険でいやな気持ちになることをされないこと。)
- ② 健康的な生活をし、必要な医療、行政サービスなどを受けられること。 (栄養のある食事や十分な休息を取り、からだの調子が悪いときは 病院に行けること。)

だい じょう つづ 第9条 (続き)

- 3 家庭的な環境のもとで育つこと。
 - (保護者からの愛情を受け、守られ、安心できる環境の中で成長すること。)
- 4 自分の意見などを表明し、それが尊重されること。
 (自分の意見などを自由に表現できて、それが大切に扱われること。)
- ⑤ 学び、休み、および遊ぶこと。そのために必要な環境が整えられること。 (知りたいことを学び、ゆっくり休み、たくさん遊ぶことができる。そのために環境が整えられること。)

だい じょう つづ 第9条 (続き)

- ⑥ 権利を持つ個人として大事にされ、自分についての情報を知ること。 (すべての権利を持つ一人の人間として大切に扱われ、自分に関わることを知ることができること。)
- ⑦ 失敗してもやり直せること。 (失敗を責められることなく、何度でもチャレンジできること。)



8 子どもの発達に応じてそのプライバシーが大事にされること。
(ごころ せいちょう あ しょぶん かぞく せいかつ ひみつ まも (心 やからだの成 長に合わせて、自分や家族、生活、秘密が守られること。)

だい じょう つづ 第9条 (続き)

- - (家族がどういう人か、お金持ちであるかないか、国や宗教のちがい、 心やからだに障害があるかないか、男か女か、などによって差別を されないこと。)
- ② 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
 (正しい理由がなく「子どもだから」という理由で、苦しさやつらさを感じる対応をされないこと。)



だい りょう 第10条

- 家庭において、子どもの権利を守るために必要な取組について書かれています。
- 保護者は、子育てについての必要な協力をしてもらいながら、子どもの成長を支えていくことができるように努力していくこと。
- 区は、家庭における子どもの権利を守るために、子どもや保護者に対して必要な取組を行っていきます。



だい りょう 第 1 条

- 育ち学ぶ施設・団体が、その活動の中で子どもの権利を守るために必要な取組について書かれています。
- 育ち学ぶ施設・団体は、次のことを 行うことで、その活動において子 どもの権利が守られるように努力していくこと。
 - ◆子どもの権利を守ることついて主体的に取り組み、子どもの成長を支えるための 必要な支援を行うこと。
 - ◆ 支援を必要とする子どもを早期に発見し、子どもの意見などを大事に受け止めて、 子どもにとって最も善い解決方法をとること。
 - ◆ 虐待、貧困などを早期に発見し、区や関係機関と協力して対応すること。
- 区は、育ち学ぶ施設・団体の活動の中で、子どもの権利を守るために、 育ち学ぶ施設・団体に対して必要な取組を行っていきます。

だい 第12条

- みんなが住む地域の中において、子どもの権利を守るために必要な取組について書かれています。
- 子どもと関わる活動をする区民は、必要な取組を行っていくにあたっては、適切な支援を受けることにより活動が続けていけるように努力していくこと。
- 区は、地域の中で子どもの権利を守っていくために、子どもに関わる に対して必要な取組を行っていきます。



だい 第13条

- 子どもの意見などの表明と参加について書かれています。
- 区は、子どもが自分の意見などを表明したり、まちづくりなどに参加する機会を確保するために必要な制度をつくるようにしていきます。
- 子ども自身が意見などを表明したり、まちづくりなどに参加するためには、情報を知ることが大切です。

そのために、区や区民、育ち学ぶ施設・団体は、子ども自身が、意見などを表明したり、参加することの意味や方法について学び、必要な情報を知ることができるように努力していきます。

だい 第 1 4 条

- 子どもの意見などを求めるための会議 (子ども会議) について書かれています。
- 区長は、子ども会議に参加する子どもに対して、子どもに関する区の 計画についての意見などを求めていきます。
- 子ども会議にいろいろな背景を持つ子どもの意見などが反映されるように努力していきます。
- 子ども会議は、参加する子どもの自主性と自発性を大事にして運営されます。
- 子ども会議に参加する子どもは、子どもに関する区の計画についての 意見などをまとめて、区長に提出することができます。
- 区長は、提出された意見などを大事に扱うように努力していきます。

だい 第 1 5 条

- 虐待、体罰などの防止について書かれています。
- 区や区民、育ち学ぶ施設・団体は、子どもが虐待、体罰などを受けることなく安心して暮らすことができるように努力しなければなりません。
- 区は、虐待、体罰などの予防と早期発見に取り組んでいきます。
- 区民や育ち学ぶ施設・団体は虐待、体罰などを発見したときは、すみやいに区や関係機関に知らせなければなりません。
- 区は、虐待、体罰などを受けた子どもを早く適切に救済するため、 必要な支援を行っていきます。

だい 第 1 6 条

- いじめなどの権利侵害の防止について書かれています。
- 区や区民、育ち学ぶ施設・団体は、子どもがいじめなどの権利侵害を受けることなく、安心して生活することができるように努力していきます。
- 区や区民、育ち学ぶ施設・団体は、いじめなどの権利侵害の予防と 早期発見に取り組んでいきます。
- 区や区民、育ち学ぶ施設・団体は、いじめなどの権利侵害を受けた子ど もを早く適切に救済するため、必要な支援を行っていきます。
- 区や区民、育ち学ぶ施設・団体は、いじめなどの権利侵害に関わった子どもが 再 びいじめなどの権利侵害に関わることがないよう取り組んでいきます。

だい 第17条





● 区は、全ての子どもがだれ一人取り残されることなく、健康に育ち、 まな 学ぶことができるよう、区民や育ち学ぶ施設・団体と協力して、貧困 の防止に取り組んでいきます。



だい 第18条

- 子どもにとって有害であったり、危険な環境や情報からの保護について書かれています。
- 区や区民、育ち学ぶ施設・団体は、子どもが家庭や地域の中で大事にされ、安心して健康的に生きるため、違法な薬物などの有害または危険な環境・情報から子どもが守られるよう取り組んでいきます。
- 区は、この取組に関して、子どもや区民、育ち学ぶ施設・団体に必要な情報を提供していきます。

だい 第19条

- 子どもにとってほっとできる場所・安心して過ごすことができる場所である「居場所」づくりについて書かれています。
- 区や育ち学ぶ施設・団体は、居場所づくりに努力していきます。
- 区は、居場所づくりを行う育ち学ぶ施設・団体と協力し、その活動の支援に努力していきます。
- 区や育ち学ぶ施設・団体は、居場所づくりについて、子ども自身が意見などを表明したりできる機会をつくるとともに、子どもの意見などを大事に扱うように努力していきます。

だい 第20条

- 区が子どもに関する取組を進めていくことについて書かれています。
- 区は、全ての子どもの権利が守られるよう、子どもや区民、育ち学ぶ施設・団体と協力して、子どもに関する取組を進めていきます。また、そのための体制を整えていきます。
- 区は、子どもに関する取組を進めていくために、予算などの財政上の 取組を行うように努力していきます。
- 区は、子どもに関する取組を進めていくため、定期的に子どもの状況 などについて調べ、その結果を公表していきます。

だい りょう 第21条

- 子どもに関する取組を進めていくための基本となる計画(以下「推進計画」といいます。)について書かれています。
- 区は、推進計画を決めるときは、子どもや区民の意見などを反映させるように努力していきます。
- 区は、推進計画を決めたときは、すみやかに公表して、広めていきます。

だい じょう だい じょう 第22条・第23条

- 中野区子どもの権利委員会(以下「子どもの権利委員会」といいます。)について書かれています。
- 区長は、推進計画や子どもに関する取組の状況を検証するため、 子どもの権利委員会を設けます。
- 子どもの権利委員会は、主に次のことについて調査や検討を 行い、 意見を述べます。
 - こ けんり ほしょう じょうきょう かん ◆子どもの権利の保障の状況に関すること。
 - すいしんけいかく こ かん とりくみ けんしょう かいぜん かん
 ◆ 推進計画や子どもに関する取組の検証、改善などに関すること。
- 区長は、子どもの権利委員会からの意見を大事に受け止めて、必要な 取組を行うように努力していきます。また、子どもの権利委員会か らの意見をすみやかに公表し、広めていきます。

だい じょう だい じょう 第24条~第27条

- 子どもオンブズマンについて書かれています。
- 区長は、子どもの権利侵害からのすみやかな救済と子どもの権利を守るために、子どもオンブズマンを設けます。
- 子どもオンブズマンは、主に次のことを担当します。
 - \diamond 子どもの権利を守ることについての相談を受けて、必要なアドバイスやサポートなどを行うこと。
 - こ けんりしんがい きゅうさい かんけいしゃ ねが もと 今子どもの権利侵害からの救済のため、関係者にお願いし求めること。
 - こ けんりしんがい ふせ こ けんり まも いけん ひょうめい 今子どもの権利侵害を防ぎ、子どもの権利を守るために意見を表明すること。
 - → 子どもの権利侵害からの救済と子どもの権利を守ることについての理解を広めていくこと。
- 子どもとその関係者は、子どもオンブズマンに、子どもの権利を守ることについての相談などをすることができます。

だい 第28条

● この条例の内容を実施していくために必要なことは、規則という区の 決まりに定めることが書かれています。

なかのくこ けんり かん じょうれいしこうきそく さだ
◆ 中野区子どもの権利に関する 条 例 施行規則が定められています。

ふそく 附則

●この条例は、令和4 (2022年) 年4月 | 日から実施します。